

令和8年1月15日

質問事項・回答

案件名称：自己託送制度を活用した大阪市110施設への電気の供給及び西淀工場の余剰電力売却

大阪市環境局

番号	質問事項	回答
1	<p>書類の送付について 【送付物】 3 電気料金内訳書（入札書別紙）</p> <p>エクセルデータでいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>電気料金内訳書のエクセルデータをお渡しすることはできません。公告文及び入札説明書に記載のとおり、本市環境局ホームページ（当該入札案件のページ）からダウンロードしてご利用ください。</p>
2	<p>「自己託送制度を活用した電力需給に係る共通仕様書」において、自己託送の需要における余剰インバランスについては調整単価の算出式にて考慮されていますが、発電における補給インバランスは発注者・受注者のどちら負担となりますでしょうか。また発注者負担の場合、精算方法についてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>発注者負担の場合、調整単価の算出式で精算する形が望ましいと考えますが、以下の計算式にて精算する形で設定することは可能でしょうか。</p> <p>＜発電補給インバランスを考慮した調整単価算出式＞</p> $A = (B - C - D \times E + F \times E) / G$ <p>【B】調整金[円] 【C】常時電力量料金（大阪市110施設における自己託送電力量分）（電力供給契約書第11条の規定による。） 【D】需要における余剰インバランス電力量 【E】売電契約における契約単価 【F】発電における補給インバランス電力量 【G】自己託送電力量の合計[kWh]（大阪市110施設における自己託送電力量合計）</p>	<p>「自己託送制度を活用した電力需給に係る共通仕様書」4(1)に記載のとおり、運用支援業務に該当しますので、受注者の負担となります。</p>

3	<p>「自己託送制度を活用した電力需給に係る共通仕様書」において、調整単価の算出式について、基準料金等の兼ね合いにより調整単価がマイナス（負になる）となる場合について、各電力供給先施設に対してどのように請求する形になりますでしょうか。発電所へ支払う調整金の算定においては「※調整金は、負になる場合0円とする。」と記載されているため、調整単価・調整費についても負になる場合は0円とする形になりますでしょうか。もしこの限りでない場合、各施設への調整単価・調整費でマイナス（実質値下げした分）の費用を受注者で負担する形になると想定しますが、どのように精算することを想定されているかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>調整金は、負になる場合0円としますが、調整単価・調整費については、負になる場合マイナス計上として、各電力供給先施設に請求する形となります。ただし、調整単価・調整費のマイナス費用分については、各電力供給先施設の総請求額より相殺する形での精算となります。</p>
4	<p>委任状についての確認です。</p> <p>直接入札（入札書の持ち込み）を想定しています。当日は代理人による入札を予定していますが、委任状は任意のフォーマットでよろしいでしょうか。</p>	<p>入札参加申出のあった事業者に対し、令和7年12月22日付の資格審査結果通知とともに委任状を同封しておりますので、当該様式をご使用ください。</p>
5	<p>「大阪広域環境施設組合西淀工場で発電した余剰電力の売却に係る仕様書」において、「○西淀工場で取引する非FIT非化石証書」に「再エネ指定」との記載がありますが、別紙4では四半期ごとにごみ質分析をしているように見えます。非FIT非化石証書（再エネ指定）で認定申請を行う場合、FIT法に基づき毎月ごみ質分析を実施することが必須の認識ですが、西淀工場のごみ質分析の頻度についてご教示いただけないでしょうか。毎月ごみ質分析を実施しない場合、西淀工場の電力に付帯する非化石証書は全て「再エネ指定なし」となり、各公共施設への再エネ供給に同工場の再エネ由来の非化石証書を使用できない（受注者にて別途調達する必要がある）という認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>大阪広域環境施設組合西淀工場で発電した余剰電力の売却に係る仕様書別紙1のとおり、原則毎月ごみ組成分析を実施したうえでバイオマス比率を証する書類を受注者に提出させていただきます。</p>

6	<p>電力供給先110施設は全て繰上検針（1日検針）でしょうか。もし分散検針の施設がある場合、自己託送を実施すると調整費の計算過程で需要における余剰インバランスの算定期間と一致しなくなるため、自己託送を実施しない方針で検討していますが、その考え方で問題ないでしょうか。</p> <p>「自己託送制度を活用した電力需給に係る共通仕様書」において、自己託送利用施設の優先順位について、1位の本庁舎以外は受注者にて決定すると記載があるため、2位以降の自己託送の実施有無については受注者判断で問題ないという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>電力供給先の110施設は、すべて1日検針となります。また、自己託送利用施設の優先順位については、お見込みのとおりです。</p>
---	---	--